

山雅後援会

会 則



山雅後援会 会則

(平成29年2月19日最終改訂)

本会則は、松本山雅フットボールクラブ（以下、「クラブ」とする）及び特定非営利活動法人松本山雅スポーツクラブ（以下、「育成組織」とする）の後援団体として、その円滑な運営に資するため、必要な事項を定める。

(名称)

第 1 条 この団体は、「山雅後援会」（以下、「本会とする」）と称する。

(目的)

第 2 条 本会の目的は、次のとおりとする。

- (1) クラブ及び育成組織の活動の支援
- (2) スポーツ文化の振興、青少年の健全育成及び地域活性化への貢献
- (3) クラブ及び育成組織を通じた会員相互の親睦及びその拡大、発展
- (4) クラブ、育成組織、行政、各種団体、各種法人を始めとする地域の連携の促進
- (5) その他本会の活動を通じた地域社会の未来の創出

(事業)

第 3 条 前条の目的を達成するため、本会は次の事業を行う。

- (1) クラブ及び育成組織の活動への物的、心的支援事業
- (2) クラブ及び育成組織の活動に関する広報及び宣伝事業
- (3) 地域社会への貢献と発展に関する事業
- (4) 会員拡大及び会員相互の親睦を推進する事業
- (5) 会員へのサービス提供に関する事業
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な一切の事業

(構成会員)

第 4 条 本会の会員は、第2条の目的に賛同する個人、個人事業者、団体及び法人とする。

(会員の種類)

第 5 条 本会の会員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 正会員
- (2) 名誉会員
- (3) 相談役

(会費)

第 6 条 会費は、入会金及び年会費の二種とする。

- 2 入会金は、会員の区分に従い、入会申込書の提出後遅滞なく、次項の年会費と併せ

て納入するものとする。

(1) 個人及び個人事業者 金2,000円

(2) 団体及び法人 金5,000円

3 年会費は、会員の区分に従い、毎年12月末日までに納入するものとする。但し、複数口加入することを妨げない。

(1) 個人及び個人事業者 1口につき金10,000円

(2) 団体及び法人 1口につき金30,000円

4 会員が退会し、又は資格の失効後に再入会する場合、当該会員は、再入会の際に第2項に定める入会金を再度支払わなければならない。

5 会員が退会し、又は資格の失効があった場合であっても、当該会員が支払った会費は返還しない。

(会員の資格)

第7条 会員は、毎年1月1日から12月末日までの1年間、その資格を有する。年度の中途において入会した者の資格は、入会の日より12月末日までとする。

2 会員が翌年12月末日までに会員資格の更新手続をしない場合、当該会員は、その資格を失う。

(入会及び退会等)

第8条 本会に入会しようとする者は、第6条に定める会費の納入をもって会員の資格を取得する。

2 会員は、何時にても退会することができる。

3 会員が以下の事由に該当する場合、理事会は、その決議により当該会員を除名することができる。

(1) 会費を滞納した場合

(2) 本会又はクラブ、育成組織及びその他関連団体の名誉を著しく毀損した場合

(3) その他本会の会員として相応しくないと認められる場合

(役員及び理事)

第9条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 顧問 若干名

(3) 監事 2名

(4) 参与 若干名

(5) 副会長 若干名

(6) 理事長 1名

(7) 専務理事 1名

2 前項の役員は、役員会を構成する。

3 本会に次の理事を置く。

(1) 理事長 1名

- (2) 副理事長 若干名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 理事 若干名

4 前項の理事は、理事会を構成する。

5 役員及び理事は、本会の正会員であることを要する。

(特別職)

第10条 会長の推薦により、本会に名誉会長、名誉顧問及び相談役等の特別職を置くことができる。

2 会長は、前項の推薦の事実及びその理由を総会に報告し、承認を得なければならない。

3 前2項の規定により推薦を受けた特別職であって公職にある者は、公職の在任期間をもって特別職の任期とする。但し、公職を退いた場合であっても、総会の承認を得て当該特別職を継続することができる。

4 特別職は、本会の運営について、役員会において意見を述べることができる。

5 特別職は、本会の会員であることを要しない。

(役員及び理事の選任)

第11条 会長は、地域においてサッカー又は地域の振興に尽力する会員とし、役員会での選定を経て、総会で承認する。

2 第9条第1項第2号乃至第6号の役員は、会長が会員中より指名し、総会で承認する。

3 専務理事、副理事長は、理事の互選及び会長の同意により選出し、理事会で承認する。

4 理事は、理事会での選定を経て、総会で承認する。

(役員及び理事の任務)

第12条 会長は、本会を代表し、目的達成のための職務を統括する。

2 第9条第1項の役員は、会長を補佐し、本会の運営に関する根幹事項及び重要事項を審議する。

3 副会長は、会長に事故ある場合において、役員会で予め定めた順により、会長の職務を代行する。

4 理事長は、事業推進の責任者として目的達成のための職務を遂行し、会長より特別の委任を受けた事項を処理する。

5 理事は、理事長を補佐し、事業及び重要事項を審議する。

6 副理事長は、理事長に事故ある場合において、理事会で予め定めた順により、理事長の職務を代行する。

7 監事は、事業及び会計を監査する。

(役員及び理事の任期)

- 第13条 役員及び理事の任期は、その選任より2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 補欠並びに増員により選任された役員及び理事の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の任期と同一とする。
 - 3 役員又は理事は、辞任又は任期満了により退任した後であっても、後任者が選任されず、若しくは本会則に定める定員を下回る場合にあっては、その後任者が就任するまではなお役員又は理事としての権利義務を有する。
 - 4 特別職のうち、公職にない者の任期は、前3項の規定を準用する。

(会議の種類)

- 第14条 本会の会議は、総会、役員会及び理事会の三種とする。

(総会)

- 第15条 総会は全会員をもって構成する。
- 2 総会の議長は、会長又は会長の指名を受けた者が務める。
 - 3 総会は年1回会長が招集し、次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 会則の改廃に関する事項
 - (2) 役員及びその他の役職の任免に関する事項
 - (3) 収支予算及び年間事業計画の概要の決定に関する事項
 - (4) 事業報告及び決算の承認に関する事項
 - (5) その他会長が必要と認める事項
 - 4 会長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時総会を招集することができる。
 - 5 前2項の招集手続については、会日の7日前までに、全会員に対し、議題を明らかにした書面、ファクシミリ又は電磁的方法により行わなければならない。
 - 6 総会の議事については、出席した会員の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
 - 7 議長は、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を書面又は電磁的記録により作成するものとし、これを5年間事務局に備え置く。なお、議長は、出席会員の中から指名した者をしてこの作成にあたらせることができる。

(役員会)

- 第16条 役員会は全役員をもって構成する。
- 2 役員会の議長は、会長又は会長の指名を受けた者が務める。
 - 3 役員会は年1回以上会長が招集する。
 - 4 会長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時役員会を招集することができる。
 - 5 前2項の招集手続については、会日の5日前までに、全役員に対し、議題を明らかに

した書面、ファクシミリ又は電磁的方法により行わなければならない。

- 6 役員会は次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 会長の任免に関する事項
 - (2) その他会長が議決を要すると認める事項
- 7 役員会は、理事会から回付された次の事項に対して同意の可否を審議し、必要ある場合には理事会に意見を提示する。
 - (1) 会則の改廃の総会への付託に関する事項
 - (2) 収支予算及び年間事業計画の概要の策定に関する事項
 - (3) 事業報告及び決算の策定に関する事項
 - (4) その他理事会から特別の回付を受けた事項
- 8 役員会の議事については、出席した役員の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 9 議長は、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を書面又は電磁的記録により作成するものとし、これを5年間事務局に備え置く。なお、議長は、出席役員の中から指名した者をしてこの作成にあたらせることができる。

(理事会)

- 第17条 理事会は全理事をもって構成する。
- 2 理事会の議長は、理事長又は理事長の指名を受けた者が務める。
 - 3 理事会は年2回以上理事長が招集する。
 - 4 理事長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時理事会を招集することができる。
 - 5 前2項の招集手続については、会日の3日前までに、全理事に対し、議題を明らかにした書面又は電磁的方法により行わなければならない。
 - 6 理事会は、総会での議決を経た年間事業計画に従って、本会の事業執行に関する事項を決定するほか、次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 会則の改廃の総会への付託に関する事項
 - (2) 収支予算及び年間事業計画の概要の策定に関する事項
 - (3) 事業報告及び決算の策定に関する事項
 - (4) その他理事長が議決を要すると認める事項
 - 7 理事会の議事については、出席した役員の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
 - 8 議長は、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を書面又は電磁的記録により作成するものとし、これを5年間事務局に備え置く。なお、議長は、出席理事の中から指名した者をしてこの作成にあたらせることができる。

(理事会決議の特例)

- 第18条 理事会において決議をすべき場合において、理事全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。

- 2 前条第3項に基づき決議すべきものとされた事項について、理事全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。
- 3 前項の方法による決議は、理事会の決議と同一の効力を有する。

(専門部会)

- 第19条 理事長は、円滑な事業運営に資するため、理事会の決議により本会に専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 部会長 1名
 - (2) 副部会長 若干名
 - (3) 部会員 若干名
 - 3 前項の構成員は、本会の会員であることを要し、理事会において任命する。
 - 4 第2項第1号及び第2号の者を、理事として選出する。

(地域支部会および職域支部会)

- 第20条 本会は、地域連携に資するため、市区町村ごとの行政区域又はその他の地域単位で地域支部会を、職域又はその他の団体単位で職域支部会を置くことができる。
- 2 前項の各支部会会員は、本会の会員であることを要する。
 - 3 地域支部会の役員は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 支部会長 1名
 - (2) 副支部会長 若干名
 - (3) 支部理事 若干名
 - (4) 支部顧問 若干名
 - 4 職域支部会の役員は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 支部会長 1名
 - (2) 副支部会長 若干名
 - (3) 支部理事 若干名
 - (4) 支部顧問 若干名
 - 5 前2項の役員は理事会において任命するものとし、その任期は任命の時から1年とする。
 - 6 各支部会ごとに、その役員の中から1名以上を理事として選出する。
 - 7 地区顧問は地区会長が、支部顧問は支部会長がそれぞれ推薦する。公職にある者にあつては、当該公職の在任期間をもってその任期とする。

(会計年度)

- 第21条 本会の会計年度は、毎年1月1日より同年12月末日までの年1期とする。

(経費)

- 第22条 本会の経費は、会費、寄付金、事業収入及びその他の収入によって賄う。

(決算の監査)

- 第23条 本会の決算は、会計年度終了後2ヶ月以内に監事の監査を受けなければならない。
- 2 理事長から決算案を受領した監事は、遅滞なく適切な監査を行い、かつこれに意見を付し、会長を通じて総会に回付しなければならない。

(事務局)

- 第24条 本会は、事務運営の円滑な遂行に資するため、事務局を松本市に置く。
- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。
- 3 事務局長は、理事会が任命し、総会において承認する。
- 4 第2項の職員は、理事会が任命する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。
- 6 前5項の規定にかかわらず、本会は、理事会の承認を得て、事務の全部又は一部を第三者に委託することができる。

(免責事項)

- 第25条 本会の名義等の使用の有無、又は第3条に定める事業に属するか否かを問わず、会員について次に掲げる事由に基づく損害が発生しても、本会はその賠償の責を負わない。
- (1) 役員会又は理事会の承認を得ずに行われた事業又は行動に起因するもの
- (2) 会員の個人的資質に起因するもの

(細則)

- 第26条 本会則に定める事項のほか、必要な細則は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

【附則】

1. 本会則は、平成22年10月30日から施行する。
2. 設立初年度の会計年度については、第21条の規定にかかわらず、設立日より平成23年12月末日までとする。
3. 変更後の会則は、平成29年2月19日から施行する。

